

## 令和6年度 自動点呼機器等導入促進助成について（全日本トラック協会）

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者（中小企業者に限る）とする。

※中小企業とは、中小企業法により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内の営業所において契約もしくは利用開始し、  
国土交通省が認定した自動点呼機器とする。

期間：令和6年4月1日～令和7年1月末日

3. 申請受付期間 令和6年6月1日～令和7年2月6日午後5時必着

※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。

(全てA4サイズで作成)

- (1)自動点呼機器導入促進助成事業助成申請書
- (2)取扱店に支払った導入費用の領収書のコピー
- (3)契約書もしくはサービス利用申込書等のコピー
- (4)管理No.(シリアルナンバー)が記載されている書類のコピー
- (5)国土交通省に届出をして受理された「業務後自動点呼の届出実施に係る届出書」のコピー(受付印のあるもの)
- (6)事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページのコピー
- (7)Gマーク事業所は、有効期間内の認定証のコピー

5. 助成台数 一事業者当たり、1台までとする。ただし、千ト協内に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台までとする。

6. 助成金額 一申請当たり、上限10万円(Gマークあり：上限20万円)